

福祉のまちづくり条例適用対象福祉施設一覧表

■ 高齢・介護保険関係

	該当条項	区分	具体施設
対象	老人福祉法第5条の3	老人福祉施設	老人デイサービスセンター※1 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター
	老人福祉法第29条第1項	有料老人ホーム	有料老人ホーム
	介護保険法第8条第19項	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設
	介護保険法第8条第28項	介護老人保健施設	介護老人保健施設
	介護保険法第115条の46第1項	地域包括支援センター	地域包括支援センター
対象外		認知症グループホーム 訪問介護など、居宅介護サービスを行う事業所	

※1 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を行う施設。

■ 障害福祉関係

	該当条項	区分	具体施設
対象	身体障害者福祉法第5条第1項	身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設
	障害者自立支援法第5条第11項	障害者支援施設	いわゆる入所施設
	障害者自立支援法第5条第28項	福祉ホーム	福祉ホーム
対象外		グループホーム、ケアホーム 通所施設（作業所、サービスなど） 訪問介護など、居宅支援を行う事業所	

■ 児童福祉関係

	該当条項	区分	具体施設
対象	児童福祉法第7条	児童福祉施設	児童福祉法第7条に規定する施設のうち、児童遊園を除く全て
対象外		学童保育など	

■ その他

	対象施設	
対象	生活保護法関係	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
	その他	隣保館、婦人保護施設、母子福祉施設